

# 酒類の製造免許等の取扱いについて

## ～酒類業者のみなさまへ～

令和5年9月  
税務署

平成29年度税制改正において酒税法が改正され、改正事項の一部が本年10月1日から施行されます。このリーフレットは、酒類製造者及び酒類販売業者（以下「製造者等」といいます。）が取得している酒類製造免許及び酒類販売業免許（以下「製造免許等」といいます。）等について、本年10月1日から施行される改正後の酒税法の具体的な取扱いを解説したものです。

### 1 改正の概要

改正前の酒税法（以下「旧酒税法」といいます。）の品目のうち、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒の製造免許等を受けていた製造者等は、本年10月1日に、改正後の酒税法（以下「新酒税法」といいます。）において、発泡酒の製造免許等を受けたものとみなされます。

例えば、新酒税法では発泡酒に該当することとなる旧酒税法のその他の醸造酒の製造免許を受けていた者は、本年10月1日において、発泡酒の製造免許を取得したものとみなされることとなります（以下「みなし製造免許」といいます。）。ただし、この場合において、発泡酒のみなし製造免許で製造できる発泡酒の範囲は、旧酒税法におけるその他の醸造酒に該当する発泡酒に限られます。

### 2 改正に伴う酒類の免許の取扱いについて

今回の改正により発泡酒として分類されることになるその他の醸造酒など、品目が変更となる酒類の製造免許等を受けていた場合には、改正前に製造又は販売することができた酒類について、引き続き製造又は販売することができるよう免許に関する経過措置が設けられています。

旧酒税法	新酒税法	範囲
その他の醸造酒	発泡酒	アルコール分が20度未満で発泡性を有しているもののうち、次のいずれかに該当するもの ・ホップ又は一定の苦味料を原料の一部としたもの ・香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして一定のもの（注）
スピリッツ		
リキュール		
雑酒		

（注）ビールに類似しているかは、苦味価及び色度の値が一定以上であるかどうかにより判断します。

#### (1) 酒類製造免許

その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒の製造免許を取得している製造者に、発泡酒のみなし製造免許が付与されます。

#### (2) 法定製造数量

酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造する酒類が一定の数量（以下「法定製造数量」といいます。）に達しない場合には、免許の取消要件に該当することになりますが、今回の改正により、みなし製造免許を受けた製造場については、改正前の品目と改正後の品目の合計数量が改正前の品目の法定製造数量に達している場合は、取消要件には該当しないものとして取り扱うこととしています。

#### (3) 期限が付されている免許

旧酒税法において付与された製造免許等に期限が付されている場合、その期限はみなし免許にも付されたものとみなすこととされています。

例えば、その他の醸造酒製造免許に令和6年3月31日までの期限が付されている場合は、発泡酒のみなし製造免許についても令和6年3月31日までの期限が付されたものとみなされます。

#### (4) 酒類販売業免許

旧酒税法において、販売する酒類の範囲について、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒の品目の条件が付されている場合には、発泡酒のみなし販売業免許が付与されます。

### 3 発泡性酒類の段階的な税率変更等に係る品目等の表示方法について

今回の改正では、発泡性酒類のうちビール系飲料の税率が3段階で変更され、令和8年10月に1KLにつき155,000円に統一されること等に伴い、酒類の表示も変更が必要となります。

3段階の税率の変更等に係る酒類の品目及び税率適用区分の酒類の容器又は包装への表示方法について、スムーズに表示方法の移行を行うための対応策を解説した手引きを、国税庁HPに掲載していますので、適宜ご活用ください。

- 国税庁HP→刊行物等→パンフレット・手引→酒税関係→その他

「発泡性酒類の段階的な税率変更に係る品目及び税率適用区分の表示方法の手引き」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/pdf/0023008-027.pdf>)

### 4 令和5年度酒類の販売数量等報告書の取扱いについて

平成29年度税制改正により、令和5年度（対象期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）は、酒類の品目に変更が生じる場合もあり、旧酒税法の品目の酒類と新酒税法の品目の酒類が、流通段階で混在するため、新酒税法における品目が不明な場合等は、その酒類の表示に従う等旧酒税法の品目で記載して差し支えありません。

### 5 酒税納税申告書の記載方法の変更について

改正に伴い製造する酒類の品目に変更が生じる場合については、酒税納税申告書に記載するコード番号が変更になります。

《酒類コード一覧表（抜粋）》

コード	旧酒税法での品目	コード	新酒税法での品目
595	その他の醸造酒（発泡）	581	発泡酒（1）
615	スピリッツ（発泡）		
715	リキュール（発泡）		
855	雑酒（発泡）		
596	その他の醸造酒（発泡）（新ジャンル）	583	発泡酒（3）
716	リキュール（発泡）（新ジャンル）		

なお、新酒税法において新たに発泡酒に分類される酒類は、旧租税特別措置法（注1）第87条及び旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（注2）第43条に基づく酒税の軽減の対象にはなりませんのでご注意ください。

（注）1 旧租税特別措置法とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）による改正前の租税特別措置法をいいます。

2 旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。